

## 准組合員の意思反映・運営参画促進要領

2021年4月1日 設定

### （目的）

◇准組合員の意思（声）を組織活動ならびに事業運営に、より一層反映していくことを目的に本要領を定める。

### （准組合員の位置付け）

◇JAはだのの准組合員は、農業協同組合の組合員として農業や食に対し強い関心を持ち、地産地消やJA活動を通じて「正組合員とともに地域農業や地域社会の発展を共に支える組合員」と位置付ける。

### （准組合員の意思反映・運営参画促進）

◇当JAは、准組合員に対して農協法で定められている事項等を除き、正組合員と准組合員の区別をすることなく、組合員として、積極的に事業利用や活動参加、組織運動の実践を促すものとする。

- ①組合員基礎組織である生産組合加入、座談会や支所運営委員会主催行事参加
- ②女性部、各種趣味グループへの加入、クッキングフェスタなど食に関する活動参加
- ③さわやか農園利用や、はだの市民農業塾の受講、はだの農業満喫CLUB加入、農業ボランティア参加など農業への関心と関わりを深める活動参加
- ④「はだのじばさんず」など市内農産物直売所利用による「JAはだのみんなで地産地消運動」の実践
- ⑤組合員教育事業の講座受講、農業まつり等JAのイベントに参加
- ⑥貯金、融資、共済、生活購買（給油所・主食等）等の幅広い事業利用
- ⑦ちゃぐりんスクールや、子ども村など次世代食農教育活動参加

◇准組合員の意思反映は、日常の事業利用や組織活動参加での意見要望、組合員訪問日での対話活動、座談会・総(代)会出席による発言を集約して、JA運営に反映させることとする。

◇准組合員の運営参画は、将来的な役員選出を見据え、正組合員の理解を求めつつ、生産組合や女性部組織、支所運営委員会の役員・委員への登用を促し、各組織会議や本所各種委員会参加により、組織・事業運営参画を図ることとする。

(准組合員への情報発信)

◇本要領をホームページに記載するとともに、機関紙「JA はだの」や組合員訪問日、コミュニティ版、ホームページ、SNS などの媒体を活用して、地産地消や JA 活動の理解促進・参加参画につながる啓発情報を発信する。

(新規加入准組合員対応)

◇新規に組合員加入を希望する准組合員には、加入申込時に「JA はだのまるごとご利用ガイド」などを活用し、地域農業や当組合の事業や活動についての説明を行う。

◇「組合員加入にあたってのお伺い」で准組合員の位置付けを説明して理解を求める。また地域農業の発展に協力する意思を確認するとともに、加入者の興味・意向を把握する。

◇支所は「組合員加入にあたってのお伺い」の内容を確認し、加入者の意向に沿って事業・活動参加を促す資料として活用する。

◇「組合員加入にあたってのお伺い」の管理保管は本所組合員加入統括部署において行う。

## 組合員加入にあたってのお伺い

当組合は、准組合員の皆さまを「正組合員とともに地域農業や地域経済の発展を共に支える組合員」として位置づけております。

当組合への加入にあたっては、JAはだのの取り組みにご賛同いただき、地産地消やJA活動を通じた豊かな地域づくりにご理解をお願いしています。

つきましては、下記事項のご記入をお願いします。

### 記

※ご理解をいただきましたら□欄にチェック☑をご記入ください。

1. JAはだのの基本理念や協同組合の役割、JAの活動、事業内容などについて説明を受けましたか。

はい

2. 地域農業の発展に向けて、JAはだのの地域農業振興の取り組みにご協力いただけますか。

はい

3. JAはだのの諸活動への積極的な参加や各種事業を利用していただけますか。

はい

4. JAの指導事業等に必要経費に充てるため、組合員の義務として年度ごとに賦課金（総(代)会にて設定された額）の納付をお願いしていますが、ご了承いただけますか。

はい

5. 以下の項目に参加のご意向のある方は、□欄にチェック☑をご記入下さい。  
(後日、担当部署よりご案内させていただく場合があります。)

(複数回答可)

- 直売所(はだのじばさんず)等を利用し地域の農畜産物を積極的に購入し、地域農業を応援したい
- J Aの組織活動(生産組合・業種別部会・女性部・青年部等)に参加してみたい
- 協同組合や農業、税金、法律、生活、環境、地域などについて学習してみたい
- 自ら農業をしてみたい (農業経営)
- 貸し農園の利用や家庭菜園など農への関心を高めたい
- 収穫体験や農園オーナー制度などのイベントに参加してみたい
- 地域の農家を手伝ってみたい
- 「J Aはだのみんなで地産地消運動」を実践したい

**※組合員にご加入いただきありがとうございます。なお、この書式は、J Aはだのの事業利用や活動参加を強制するものではありません。**

【組合員資格について】

正組合員は農業者や農業に従事する方、農業を営む法人です。農業者ではないものの、J Aの事業を利用したいという方が准組合員です。J A事業をご利用いただくうえでは、正組合員も准組合員も同等にJ A事業をご利用いただけますが、准組合員にはJ Aの運営にかかる議決権などがありません。

【組合員脱退について】

死亡や市外転居の場合(市内に勤務されている方など一部例外があります)は脱退手続きが必要となります。また、事業年度末(2月末日)の60日前(12月の最終営業日)までに当J Aの支所窓口にお申し出いただければ、その年度末に脱退となります。ただし、出資金の払い戻しは、脱退した年度の決算が確定する通常総代会(毎年5月下旬頃開催)以降になります。

以 上